

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

## 目 次

- ◇規 則 障害に関する用語の整理に関する規則
- ◇教委規則 障害に関する用語の整理に関する規則
- ◇人委規則 障害に関する用語の整理に関する規則
- ◇企業管理規程 鳥取県企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

## 規 則

障害に関する用語の整理に関する規則をここに公布する。

昭和五十七年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十八号

### 障害に関する用語の整理に関する規則

(鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)  
 第一条 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「不具廃疾」を「重度障害の状態」に改める。

第二十二條の二第一項第五号中「廢疾」を「障害」に改める。

第二十四條第一項、第四十五條第二項及び第四十五條の二第一項第二号中「不具廢疾」を「重度障害の状態」に改める。

(鳥取県警察職員顕彰条例施行規則の一部改正)

第二条 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号中「ハ泗滌滌」を「ハ聾啞<sub>ハ</sub>聾」に改める。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第三条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三国民年金課の項課長専決事項の欄第一号四及び同欄第三号(中「廢疾」)を「障害」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第四条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二福祉事務所長の項第十九号の二(八)中「廢疾」を「障害」に改める。  
 別表第三社会保険事務所長の項第九号(二)及び同項第十号(二)中「廢疾」

を「障害」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号及び第四号中「廢疾」を「障害」に改める。

第十六条第六項中「身体障害」を「障害」に改める。

附則第十二項中「廢疾、身体障害」を「障害」に改める。

様式第一号の補償の内容中「廢疾」を「障害」に、「身体障害」を「障害」に改める。

様式第五号中「廢疾等級」を「障害等級」に改める。

様式第五号の二中「廢疾等級」を「障害等級」に、「廢疾」を「障害」に改める。

様式第八号の〔注意事項〕中「廢疾の状態にあるときは(廢)」を「障害の状態にあるときは(障)」に、「廢疾」を「障害」に改める。

様式第十四号の〔注意事項〕中「廢疾等級」を「障害等級」に、「廢疾」を「障害」に改める。

様式第十五号中「廢疾の現状報告書」を「傷病補償年金受給権者の現状報告書」に、「廢疾」を「障害」に、「廢疾等級」を「障害等級」に改める。

様式第十五号の二中「障害者の現状報告書」を「障害者補償年金受給権者の現状報告書」に、「身体障害」を「障害」に改める。

様式第十六号中「廢疾」を「障害」に改める。

様式第十九号の(その1)中「廢疾等級」を「障害等級」に、「廢疾」を「障害」に改める。

様式第二十号の(その1)中「廢疾等級」を「障害等級」に改める。

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正)

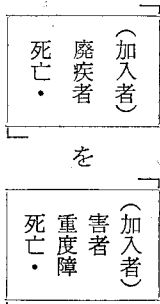
第六条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和四十五年四月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「廢疾状態」を「重度障害」に改め、同条第二項中「廢疾」を「重度障害」に改める。

第十一条第二項の表中「廢疾」を「重度障害」に、「廢疾診断書」を「重度障害診断書」に改める。

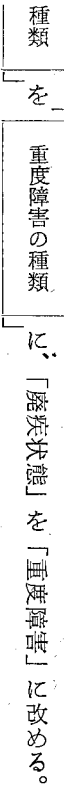
様式第七号及び様式第七号の二中「廢疾」を「重度障害」に改める。

様式第十二号中「廢疾」を「重度障害」に、



に、「廢疾診断書」を「重度障害診断書」に改める。

様式第十四号中「廢疾診断書」を「重度障害診断書」に、



(災害遺児手当助成条例施行規則の一部改正)

第七条 災害遺児手当助成条例施行規則(昭和四十七年三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号中「廢疾」を「障害」に改める。

(県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改正)

第八条 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の県立学校の項中「廢疾」を「障害」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年十月一日から施行する。

### 教育委員会規則

障害に関する用語の整理に関する規則をここに公布する。

昭和五十七年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

### 鳥取県教育委員会規則第五号

障害に関する用語の整理に関する規則

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する規則の一部改正)

第一条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する規則(昭和三十四年十月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「身体障害」を「障害」に改める。

第四号様式中「聾」を「聾」に改める。

第五号様式(裏面)の備考中「聾」を「聾」に改める。

第十二号様式(裏面)の〔注意事項〕中「聾」を「聾」に改める。

第十六号様式中「聾」を「聾」に改める。

第十七号様式中「聾」を「聾」に改める。

(鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正)

第二条 鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十号の(注意)及び別記様式第十一号の(注意)中「不具廢疾」を「精神又は身体に著しい障害を受けたことによる」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年十月一日から施行する。

### 人事委員会規則

障害に関する用語の整理に関する規則をここに公布する。

昭和五十七年九月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

障害に関する用語の整理に関する規則

(鳥取県人事委員会公開口頭審理等傍聴規則の一部改正)

第一条 鳥取県人事委員会公開口頭審理等傍聴規則(昭和二十六年九月鳥取県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号を次のように改める。

三 精神に著しい障害があると認められる者

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第三号中「不具廢疾者」を「重度心身障害者」に改める。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第三条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条の三中「不具廢疾」を「著しい障害の状態」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年十月一日から施行する。

企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十七年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第五号中「不具はい疾」を「著しい障害の状態」に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和五十七年十月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】